

広島県告示第五百九十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量，航空重力測量）

二 作業期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 作業地域

一等磁気測量 廿日市市

航空重力測量 県内全域